

# 令和7年度 山形県産業創造支援センター レンタルオフィス入居使用者 公募要領

山形県産業創造支援センター（以下、「センター」という）とは、本県産業の発展に寄与するため、独創性や事業意欲が高い創業者や新事業立ち上げを目指す企業を支援する拠点として山形県が設置したインキュベーション（新事業支援・創業支援）施設です。

円滑なスタートアップを後押しするための使用料設定、セキュリティ等を整備した事業用スペース（レンタルオフィスや入居者用会議室等）を提供するほか、専門アドバイザーによる経営相談にも常時対応しております。

## 【特に留意いただきたい事項】 （詳細は本公募要領をご確認ください。）

- ◇ 公募申請にあたってはセンターの指定管理者「やまがた産業支援機構」がセンター内に配置する創業支援アドバイザーの支援のもと事業計画書を策定する必要があります。
- ◇ レンタルオフィス入居（使用）の認定は先着順ではありません。受付期間内に申請いただいた事業者全てについて、審査会を開催し、公募する入居室の数を上回る使用許可申請があった場合や、審査会における評価が基準に満たない場合は、不採択（施設の使用不可）となる場合があります。
- ◇ 「事業計画書」と併せて提出いただく「使用許可申請書」、「会社等経歴書」の内容を精査し、審査会における申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答により、センターの指定管理者 やまがた産業支援機構理事長が使用者を決定します。
- ◇ 施設利用にあたって、集客を伴う「物品の販売」や「飲食物の提供」は原則できません。また「危険物」「有害物質」「動物」を持ち込むことは禁止されています。

※本レンタルオフィスは、一般的な賃貸契約とは異なり、山形県の施設を一定期間使用いただく形になります。要件により使用を“許可”するものとなりますので、「使用許可」という表現となっております。

## 1 対象事業者・条件等

### （1）使用許可申請資格

センターの使用者として適当と認める者は、次のいずれかに該当する企業、組合その他の団体（当該事業を行う部門を含む。）および個人（以下「企業・団体等」という。）です。

センターでの経済活動を行うことで、自社の成長発展が見込まれ、雇用や取引など県内産業への貢献に結び付くことが期待される事業者です。

- ①5年以内に新規創業した者
- ②これから新規に創業しようとする者
- ③新たな産業分野（※<sup>1</sup>）に進出しようとする者

④今後成長が見込まれる産業分野において事業を行う企業・団体等で、事業内容が特に独創性、新規性、発展性をもつと認められる者（※<sup>2</sup>）

⑤情報またはデザインに関する事業を行う企業・団体等であり、技術、業態等が高度または先進的であると認められる者

（※<sup>1</sup>）日本標準産業分類の中分類程度を超える分野

（※<sup>2</sup>）中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条に基づき知事の承認を受けた経営革新計画、または中小企業経営強化法第19条に基づき認定を受けた経営力向上計画に沿って新たな事業に進出しようとする者を含む。

## （2）使用許可申請資格ごとの使用区分

「（1）の使用許可申請資格」のうち、①および②に該当する事業者は「新規創業室」、③～⑤に該当する事業者は「新事業開発室」としての区分となります。また、③④に該当する事業者で、新事業展開または第二創業等に伴い、新法人を設立する等の創業者的要素が認められる場合は「新規創業室」の使用許可申請ができます。

※対象業種の定めは特にありませんが、施設利用にあたって、入居室において集客を伴う「物品の販売」や「飲食物の提供」は原則できません。また「危険物」「有害物質」「動物」を持ち込むことは禁止されています。

## （3）部屋タイプ・使用料金（使用料：1か月あたり、消費税込み。募集室数：令和7年5月20日現在）

		SS室 貸しブース	S室	M室	ML室	L室
面積		8㎡	40㎡	68㎡	81㎡	135㎡
募集室数		—	4室	—	4室	2室
使用区分	新規創業室	6,600円	33,000円 55,000円 <sup>(※)</sup>	93,500円	111,375円	185,625円
	新事業開発室	19,800円	99,000円	168,300円	200,475円	334,125円

（※特例料金 33,000円：最初の3年間のみ適用）

- ・その他発生する費用は、駐車場代 3,000円/台、各室の電気料、固定電話料（ネット回線料）となります。
- ・敷金、礼金は不要です。上下水道料、ガス代、定期清掃、除雪費等はセンター負担です。
- ・入居企業が商談・打合せ・会議等に利用できる無料個室（3室）、シャワーブースなどを設けております。

## （4）使用条件・期間

使用区分	使用条件（対象） 「1 対象事業者・条件等」参照	期間
新規創業室	①5年以内に新規創業した者 ②これから新規に創業しようとする者 上記の他「新事業開発室」条件の③④に該当する事業者で、新事業展開または第二創業等に伴い、新法人を設立する等の創業者的要素が認められる場合	原則として3年以内。 ただしセンターの定める一定の条件下にて、2年以内の期間に限り1回更新することができます。 （S室特例料金33,000円は、最初の3年間のみ適用）

新事業 開発室	<p>③新たな産業分野（※<sup>1</sup>）に進出しようとする者</p> <p>④今後成長が見込まれる産業分野において、事業内容が特に独創性、新規性、発展性をもつと認められる者（※<sup>2</sup>）</p> <p>⑤情報またはデザインに関する事業であり、技術、業態等が高度または先進的であると認められる者</p>	<p>原則として<b>3年以内</b>。</p> <p>ただしセンターの定める一定の条件下にて、<b>3年以内</b>の期間に限り2回更新することができます。</p>
------------	--	---

（いずれの区分もSS室は更新できません。）

（※<sup>1</sup>）日本標準産業分類の中分類程度を超える分野

（※<sup>2</sup>）中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条に基づき知事の承認を受けた経営革新計画、または中小企業経営強化法第19条に基づき認定を受けた経営力向上計画に沿って新たな事業に進出しようとする者を含む。

## （5）備 考

その他、当センターの趣旨を理解し、「山形県産業創造支援センター利用の手引き（入居室使用者編）」および「貸ブース（※）利用マニュアル」をよく確認の上、申請してください。（※貸ブースは、SS室と同義。）

## 2 応募手続き

（1）申請受付期間 ※月末ごとに申請書類の受付を締め切ります。

令和7年4月1日（火）9時から 令和8年3月31日（火）17時まで

（2）応募方法

毎月末までにメール、郵送（必着）、または持参（受付は平日9時～17時）

（3）提出書類

①	【別記様式第4号】使用許可申請書 <b>DL</b>
②	【別記様式第5号】事業計画書 <b>DL</b>
③	【別記様式第6号】会社等経歴書 <b>DL</b>
④	【別記様式第9号】誓約書 <b>DL</b>
⑤	<p>決算書等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人：直近1年間の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表の写し</li> <li>・個人事業：直近1年間の所得税青色申告決算書または収支内訳書（白色申告の場合）の写し</li> </ul> <p>（創業1年未満の場合は、試算表、市県民税の納税証明書を提出）</p>
⑥	<p>商業登記簿謄本（3か月以内に発行のもの）</p> <p>※個人事業主・創業1年未満の者は、身分証明書（運転免許証など）の写し</p>
⑦	<p>開業届の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用区分「新規創業室」としての申請は提出必須</li> <li>・3（2）「審査のポイント」に記載する【創業加点】を希望する場合は提出</li> </ul>
⑧	<p>代表者の履歴書（要写真貼付） <b>DL</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用区分「新規創業室」としての申請は提出必須</li> <li>・3（2）「審査のポイント」に記載する【創業加点】を希望する場合は提出</li> </ul>

※各様式中、項目ごとの記載スペースが不足する場合は、適宜、項目欄の幅を広げるか別紙を添付する等して、必要事項は省略することなく全て記載してください。

※申請様式（上記表の **DL** マーク）については、山形県産業創造支援センターのホームページよりダウンロードの上、ご利用ください。 <https://www.cc-yamagata.jp/>

#### （４）書類提出の方法

##### 【データにて提出の場合】

・（３）の提出書類（Word データ）をメール送信してください。①～④、⑧以外はスキャンの上、PDF 等での提出でも構いません。

##### 【郵送・持参の場合】

・用紙サイズはA 4判の片面印刷とします。1部提出してください。  
・提出された書類は返却いたしませんので、必ず控えを保管しておいてください。  
※提出書類表の②【別記様式第5号】、③【別記様式第6号】については、現物提出のほか、Word データのメール送信もお願いいたします。

※メール・PC環境がない等の理由によりデータ送信が難しい場合は不要です。  
メール送信がない場合でも、審査上不利になることはありません。

（送付先メールアドレス）→ [info@cc-yamagata.jp](mailto:info@cc-yamagata.jp)

#### （５）応募書類の送付・提出先

〒990-2473 山形県山形市松栄 1-3-8  
山形県産業創造支援センター 事務室

#### （６）スケジュール （応募件数、審査の状況等により前後する場合があります。）

・申請受付期間	令和7年4月1日（火）9時～令和8年3月31日（火）17時 （毎月末ごとに締め切り）
・審査会	毎月中旬（締切月の翌月）
・審査結果通知	審査会月の下旬
・使用（入居）可能日	決定後の翌月より

（入居までのスケジュール一例）



「事前相談」、「事業計画の策定」については、創業支援アドバイザーの支援のもと事業計画書を策定する必要があります。まずセンター事務室にご連絡ください。

### 3 審査方法・結果の通知

#### (1) 審査会について

- ・時 期：毎月中旬を予定
- ・内 容：申請者は、自身が作成した事業計画書に基づき、審査会においてプレゼンテーションを行います。プレゼンテーションにかかる資料は使用許可申請書類のほかに別途作成していただいで構いません。

#### (2) 審査のポイントについて

##### 【入居者としての適格性】

- ・代表者の人柄・協調性など
- ・事業遂行のため必要な経歴・明確なビジョンの有無など

##### 【ビジネスモデル】

- ・事業計画が「誰に」「何を」「どうやって」提供するしくみなのが具体的であるか
- ・事業の内容に明確な先進性・差別化要因・研究開発要素のいずれかが認められるか
- ・有効な市場が期待できるか

##### 【実現可能性】

- ・実施スケジュールに無理がないか
- ・事業を遂行していくに必要な体制が計画されているか
- ・ターゲット市場・顧客に到達可能な営業・販促手段が計画されているか
- ・収支計画に妥当性が認められるか

##### 【政策的加点】

- ・地域や業界に対する波及効果が見込めるか

##### 【創業加点】

- ・創業5年以内の企業・団体（創業予定者も含む）が行う取組みの場合、加点あり（開業届に記載された開業日より加点の有無を判断します。）

#### (3) 事業計画に関する照会等

申請受付後、事業計画に関する照会等を行う場合があります。

#### (4) 結果の通知

申請者全員に対して、審査結果（採択または不採択）を文書で通知します。

### 4 その他

- (1) 申請内容等について確認する場合がありますので、期限に余裕をもって応募ください。
- (2) 使用開始（入居）後、事業の成果等を確認するため、アンケート調査や決算書等の提出へのご協力をお願いいたします。

#### お問い合わせ先

山形県産業創造支援センター 事務室  
〒990-2473 山形県山形市松栄 1-3-8  
TEL 023-647-8111  
E-mail info@cc-yamagata.jp  
URL <https://www.cc-yamagata.jp/>

(指定管理者)  
公益財団法人 やまがた産業支援機構 創業支援部  
〒990-8580 山形県山形市城南町 1-1-1  
霞城セントラル 13 階  
TEL 023-647-0664  
URL <https://www.ynet.or.jp/>